令和4年4月1日

合同会社アースプロジェクト

ﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝちゃちゃまる

就労継続支援B型

多機能型事業所ちゃちゃまる

児童発達支援・放課後等デイサービス

多機能型事業所ちゃちゃまる

代表社員　中村　正博

障害福祉サービス・障害児通所支援

「特定処遇改善加算」賃金の取り組みについて

合同会社アースプロジェクトは、厚生労働省の定める下記の条件を満たし令和4年4月1日より

「特定処遇改善加算Ⅱ」を取得します。定められている賃上げのルール「職員分類」と「職員分類

根拠」、これをもとに「賃金改善の取り組み」について、下記の通り定め令和4年6月25日の給与より実施いたします。

取得条件について

1.　現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲまでのいずれかを算定していること。

2.　職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ

1つ以上取り組んでいること。

3.　情報公表システム等において、取り組んでいる職場環境要件の内容等を公表していること。

4.　「経験・技能のある障がい福祉人材」のグループを設定する。

◯職員分類

「経験・技能のある障がい福祉人材」

グループA

介護福祉士、精神保健福祉士、社会福祉士、保育士の資格保有者または、研修等で専門的な技能を

身につけた者のうち、施設長、管理者等の職位にあるもの。且つ、他の法人を含めた障がい福祉での実労勤務年数が8年以上あり、うち自法人の実労勤務年数が3年以上のもの。

グループB-1

A以外の職員であって、上記の有資格者または研修等で専門的な技能を身につけた者、且つ、他の

法人を含めた障がい福祉での実労勤務年数が7年以上ある常勤職員で、うち自法人の実労勤務年数が

3年以上のもの。

グループB-2

A以外の職員であって、上記の有資格者または研修等で専門的な技能を身につけた者、且つ、他の法人を含めた障がい福祉での実労勤務年数が5年以上ある常勤職員で、うち自法人の実労勤務年数が

3年未満のもの。

グループB-3

A,B1,B2以外の職員

グループC

A,B1,B2.B3以外の職員以外の職員（非直接処遇職員）

※「研修等で専門的な技能」については、下記の通り障がい福祉サービスで必要な専門的技能と

認める研修とする。

・強度行動障害支援者養成研修修了者

・失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了者

・サービス提供責任者研修修了者

・サービス管理責任者研修修了者

・児童発達支援管理責任者研修修了者

・職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修修了者

この制度は、福祉に携わる職員の処遇をよくするためにつくられた加算であり、また支援や技術の質の向上のためでもあります。本件の趣旨をご理解いただき、障がい福祉における継続的な勤務やキャリアアップのための資格取得などに役立てていただきたいと考えます。

　また、この内規については、国の定める制度を基に法人の裁量で大枠を定めることとなっており

ます。制度の改正や法人内での内規見直しにより、改定が必要な場合は、都度職員の皆さんへ報告し、理解を求めることとします。